

保護者 様

黒部市立石田小学校長

学校感染症による出席停止についてのお知らせ

このたびのお子さまの病気は、学校保健安全法の基準により、本人の休養と他への感染、流行を防ぐため出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることになっています。お子さまが感染症と医師に診断された場合は、医師の登校許可ができるまでは出席停止となります。

以下の出席停止期間を参考にご家庭でゆっくり療養させてください。なお、登校するときは、下記の《登校許可証明書》を学校に提出してください。

（参考）主な学校感染症による出席停止期間の基準

*期間は目安です。個人差もありますので、必ず医師の指示に従ってください。

| 病 名 | | 出席停止期間（基準） |
|--------|--|--|
| 二 種 | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで |
| | 麻疹（はしか） | 解熱した後3日を経過するまで |
| | 風疹（三日はしか） | 発疹が消失するまで |
| | 水痘（みずぼうそう） | すべての発疹が痂皮化するまで |
| | 流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで |
| | 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消失した後2日を経過するまで |
| | 結核、髄膜炎菌性髄膜炎 | 症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで |
| 三 種 | 腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 等 | 症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで |
| | その他の感染症《溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎 等》 | 条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症です。 医師が登校を控えるよう指示し、登校許可証明書を書いてもらえる場合は出席停止としますので、お知らせください。 |

《 登 校 許 可 証 明 書 》

| | | | | | |
|-----|-----------|---|---|----|--|
| 学校名 | 黒部市立石田小学校 | 年 | 組 | 氏名 | |
|-----|-----------|---|---|----|--|

主治医 様 お手数をおかけしますが、下記についてご記入下さいますようお願い申し上げます。

上記児童生徒の病気は、感染のおそれがないものと認めます。なお、出席停止後の「登校してもよい日」は下記のとおりとします。

| | |
|------------|-----------------|
| ① 病 名 | |
| ② 登校してもよい日 | 月 日 () より、登校 可 |

令和 年 月 日

医師名 _____